

## 宮崎市規則第44号

### 宮崎市深夜における花火の規制に関する条例施行規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、宮崎市深夜における花火の規制に関する条例（平成26年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (特別対策区域の標識の設置等)

第2条 市長は、条例第7条第1項の規定により深夜花火特別対策区域（以下「特別対策区域」という。）を指定したときは、当該特別対策区域内に、特別対策区域である旨を示す標識等を設置し、又は図を表示するものとする。

#### (特別対策区域の指定等の告示)

第3条 条例第7条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 特別対策区域の名称
- (2) 特別対策区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲
- (3) 特別対策区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日

#### (勧告及び命令)

第4条 条例第8条の規定による勧告は、勧告書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第8条の規定による命令は、措置命令書（様式第2号）により行うものとする。

3 条例第8条の規定による勧告又は命令は、緊急を要するときは、前2項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

#### (身分証明証)

第5条 条例第8条の規定による勧告又は命令その他深夜における花火の規制に係る監視等に関する事務に従事する職員は、その職務を行うときは、身分証明証（様式第3号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

#### (委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様

宮崎市長

印

勧告書

あなたは、宮崎市深夜における花火の規制に関する条例第7条第3項の規定に違反していますので、同条例第8条の規定により、直ちに下記の措置を採るよう勧告します。

記

1 勧告の原因となる事実等

- (1) 行為の日時
- (2) 行為の場所
- (3) 違反行為の内容

2 措置すべき内容

宮崎市達第 号  
年 月 日

措置命令書

住所  
氏名 様

宮崎市長 印

あなたの行為は、宮崎市深夜における花火の規制に関する条例第7条第3項の規定に違反していますので、同条例第8条の規定により、直ちに下記の措置を採るよう命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同条例第10条の規定により、5万円以下の罰金に処されることがあります。

記

1 命令の原因となる事実等

- (1) 行為の日時
- (2) 行為の場所
- (3) 違反行為の内容

2 措置すべき内容

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮崎市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎市（訴訟において宮崎市を代表する者は宮崎市長となります。）を被告として提起しなければなりません。ただし、処分の日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合は、処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

（表）

第 号	
身 分 証 明 証	
所 属	
氏 名	
生年月日	
<p>上記の者は、宮崎市深夜における花火の規制に関する条例第8条の規定による勧告又は命令その他深夜における花火の規制に係る監視等に関する事務に従事する職員であることを証明する。</p>	
年 月 日	
宮崎市長 印	
<div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真貼付</div>	

(裏)

宮崎市深夜における花火の規制に関する条例（抜粋）

（特別対策区域の指定）

第7条（略）

2（略）

3 何人も、特別対策区域内においては、深夜に花火をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令による許認可を受けた場合

(2) 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第1条の5第1号イ、ト及びチに規定するものを燃焼させる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に支障がないと認めた場合

（勧告及び命令）

第8条 市長は、前条第3項の規定に違反して花火をする者に対し、花火の中止その他必要な措置を採るべきことを勧告し、又は命ずることができる。

（罰則）

第10条 第8条の規定に基づく命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

宮崎市深夜における花火の規制に関する条例施行規則（抜粋）

（身分証明証）

第5条 条例第8条の規定による勧告又は命令その他深夜における花火の規制に係る監視等に関する事務に従事する職員は、その職務を行うときは、身分証明証（様式第3号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考 大きさは、縦12センチメートル、横9センチメートルとする。